

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年9月19日)

〔件 名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価審査会（平成24年度第2回）の概要について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 鳥取県環境影響評価条例の改正案に係るパブリックコメントの実施について
(環境立県推進課) ··· 5
- 3 鳥取県環境白書（「平成23年度実績」及び「平成24年度環境の現状」）の公表について
(環境立県推進課) ··· 7
- 4 鳥取県東部地域におけるレジ袋無料配布中止の実施について
(環境立県推進課) ··· 10
- 5 「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」への参加について
(環境立県推進課) ··· 11
- 6 平成24年度湖山池会議（第3回）の概要について
(水・大気環境課) ··· 13
- 7 持続可能な地下水利用に係る検討会（第6回）の概要について
(水・大気環境課) ··· 19
- 8 ツキノワグマ出没の傾向と対策について
(公園自然課) ··· 21
- 9 第30回全国都市緑化とつりフェアの準備状況について
(公園自然課) ··· 22
- 10 浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件を受けての対応状況について
(くらしの安心推進課) ··· 23
- 11 「鳥取県地域安全フォーラム2012」の開催について
(くらしの安心推進課) ··· 24
- 12 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の改正案に係るパブリックコメントの実施について
(住宅政策課) ··· 25

生 活 環 境 部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価審査会(平成24年度第2回)の概要について

平成24年9月19日
環境立県推進課

東部広域行政管理組合が鳥取市河原町にて計画中の可燃物処理施設(一般廃棄物焼却施設)に係る、鳥取県環境影響評価条例に基づく準備書について、2回目の鳥取県環境影響評価審査会を開催した。

1 鳥取県環境影響評価審査会

- (1) 日 時：平成24年9月12日(水)午後2時から4時
- (2) 出席者：審査会委員13名のうち8名、県関係課、事業者
- (3) 内容：東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)の環境影響評価準備書について
- (4) 主な意見及び質疑

①委員からの意見・質疑

(ア) ホンゴウソウは、県のレッドデータリストの絶滅危惧Ⅰ類で、土地改変により最大100%の消失の可能性があるが、生息地が新設緑地であり、できる限り消失を回避する配慮はできないか。
(イ) カスミサンショウウオなどの動物はビオトープへ移植し、産卵の有無等の確認を事後調査で行うようだが、成否はどのように評価するのか。また利用しなければ、失敗になると思うが、その場合の評価はどうするのか。
(ウ) 土壌汚染のダイオキシンの蓄積は、除草剤によるものとあるが、このデータは公表されているのか。
(エ) 痢学分野では、微小粒子による健康影響が注目されているが、健康影響が出るかどうか、客観的に分からぬ中で住民の声にどのように対応していくのか、住民へのフォローを検討する余地はあるか。
(オ) 事後調査にある1年のモニタリングと法に基づく測定以外に予定はないか。1年後の事後調査で分からぬ部分もあると思われ、住民も危惧しているようだが。

②事務局からの意見・質疑

- ・準備書に対する住民意見とその事業者見解や県議会等からの意見を勘案し、事務局として現時点での審査会で確認したい意見(別紙1)
- ・府内各課の意見等を集約し、現時点での審査会にて確認したい意見(別紙2)

- * 鳥取県環境影響評価審査会は、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき設置され、学識経験者から組織されており、環境影響評価に関する事項を調査審議する。
知事は、準備書等について、環境の保全の見地から意見を述べるときは、審査会の意見を聞くこととなっている。

2 今後のスケジュール

- 今後は、本審査会の委員意見や事業者見解について、不足な点等を確認しながら、準備書知事意見をまとめていく予定。
- 9月下旬ごろ： 第3回 環境影響評価審査会の開催
10月中旬： 第4回 環境影響評価審査会の開催
10月31日： 準備書知事意見の回答期限

- * 知事意見は、鳥取市長の意見を勘案し、事業者に提出された県民意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会の意見を聞き、準備書に対する環境保全上の見地から提出

**準備書住民意見に対する事業者見解及び方法書知事意見の見解についての確認事項
(住民意見および県議会等からの意見)**

住民意見及び県議会等の意見を勘案し、事務局として現時点で、審査会の場で確認する必要のある意見についてまとめました。

■総括事項に関する確認事項

①処理方式

処理方式決定に係る今後の予定及び決定後の環境影響評価上の対応を明らかにしてもらいたい。

②合意形成等

方法書知事意見において、「環境影響評価の実施に当たっては住民からの要望等に十分に配慮する」ように記載していたが、その対応状況について明らかにして頂きたい。

③工業団地との関連性

隣接する工業団地の整備事業について地域の将来環境の状態としてどのように勘案されたのか。

また方法書知事意見に対する事業者見解では、計画の内容が明らかになった時点で検討するがあるが、今後の予定はいかがか。

■個別事項に関する確認事項

【大気質】

④大気の予測について

P1 第2, 3項目

煙突排ガスの拡散計算式の選択において、地形の地域特性の観点を考慮したと思うが、明らかにしてもらいたい。

【水質】

⑤地下水について

P 3

地下水の調査地点について、代表的な地下水脈の2箇所であるということだが、その根拠について、明かにして頂きたい。

【全体事項】

⑥調査対象範囲について

環境保全に関して特に配慮を要する学校等や直近民家における環境影響を懸念する声があるが、大気・騒音・土壤等の環境影響をどのように評価しているのか。

また、これらの事後調査を実施するかどうか考えについてお聞きしたい。

「東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業 環境影響評価準備書」に関する確認事項
(環境影響評価審査会事務局)

府内各課から頂いた意見等を集約し、現時点で審査会にて確認することが必要と考えた意見等は次の18題です。

【統括的事項】

①住民意見に対する事業者見解について

準備書住民意見に対する事業者見解について、環境保全の見地及びそれ以外の意見として区別してあるがこの根拠は。

②寄与率について

方法書知事意見において、「環境影響評価の実施にあたっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに～」とあるが、寄与率等の考え方による検討は。

③予測範囲について

取付道路による環境影響については、工事計画に含まれているか、また道路の拡幅の予定は。

【大気質】

④項目について(準備書7-62)

煙突排ガスの排出による塩化水素の長期平均濃度及びダイオキシン類の短期平均濃度が予測項目として選択されない理由。

⑤複合影響について(準備書7-64等)

施設供用時の煙突排ガスの排出による環境影響と廃棄物運搬車両等の走行に伴う環境影響との複合的な影響の検討状況。

⑥予測式について(準備書7-67)

大気質の長期予測にかかる排ガス予測式において、パフ・ブルーム式を用いて地上の気象データを使用しているが、高層気象データとの風向の違いについて。

【騒音・振動】

⑦深夜騒音について(準備書7-121)

騒音の予測結果が公害防止条例で定める深夜騒音基準を超過しているが、保全措置等の対応は。

【水質】

⑧降水の影響について(準備書7-187)

敷地内への降水は調整池で貯留後、農業用水として公共用水域へ流下させること。その場合、想定以上の降水があり調整池からあふれた場合の対策は。また、これらの水質による環境影響はどう検討されたか。

⑨除外施設について(準備書7-187)

プラント系排水等は再利用し、その余剰水及び生活排水は除外施設により必要な処理を行った上で集落排水を処理施設へ放流する計画とされているが、その具体的な想定排水量や除外施設の方法は。

【土壤】

⑩土地の利用履歴について(準備書7-194)

事業敷地内における有害物質等の漏洩・地下浸透による土壤・地下水汚染の懸念を踏まえ、事後調査やモニタリングを行う考えは。

⑪地質について(準備書7-192)

必要に応じて地盤改良を行うとなっているが、どういった種類の改良を実施するのか、その内容は。

【生物関係】

⑫植物について(準備書7-226等)

環境保全措置により移植を行った種のその後のモニタリング結果を、どのようにその種の保全に繋げていくのか具体的な手法の記載が必要では。

⑬生態系について(準備書7-404, 412)

・フクロウの生息環境については、図 7-4-4.9 に黄色破線で示される縄張りで「谷底平野-水田等」の生態系が消失するなど環境が大きく変化するものと考えられ、それに対する環境保全措置と評価について検討が必要と思われるがいかが。

・谷底平野-水田等の生態系に関わりを持つ生物全般についての代償措置の検討の必要性はどうか。

【廃棄物・温室効果ガス】

⑭再利用・再資源化について(準備書7-446)

建設工事に伴い発生する産業廃棄物の再利用、再資源化について、具体的な手法はどうか。

⑮発生残土等について(準備書7-447)

土地の造成工事に伴い発生する残土や伐採木等の廃棄物について記述及び環境影響が不明。

⑯温室効果ガス等について(準備書7-452)

施設稼働中に使用する燃料は灯油だけでよい。廃熱利用の計画はどうか。

【事後調査】

⑰モニタリング項目について(準備書10-2、3)

供用時におけるモニタリング項目として大気質のみを選定した理由。

⑱モニタリング内容について(準備書10-2、3)

事後調査、個別法に基づく定期調査に加えて環境保全協定等に基づく自主調査が想定されるが、それらの予定及び内容は。

鳥取県環境影響評価条例の改正案に係るパブリックコメントの実施について

平成24年9月19日
環境立県推進課

鳥取県環境影響評価条例は、施行後10年が経過して社会を巻く状況が変化しており、一体的に運用されている環境影響評価法の改正に加え、状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があるため見直しを検討している。

このたび、この改正案について、広く県民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施している。

* 環境影響評価制度：

開発事業の実施に当たり、環境影響をあらかじめ事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度

1 パブリックコメントの募集期間

○ 平成24年9月7日（金）から9月27日（木）まで

2 改正案の概要

(1) 法改正等に伴う条例の改正

① 計画段階配慮書の手続の新設

- 事業の位置・規模等を選定する段階（計画立案段階）で、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化

② 事後調査報告書公表の義務化

- 事後調査報告書（事業着手後の環境影響を把握する調査の結果や評価を記載した報告書）の公表を義務化

③ 風力発電所を対象事業に追加（条例・規則改正）

- 騒音・低周波音や希少な鳥類の衝突事故等の環境影響が指摘されていることから、風力発電所の事業を対象事業に追加
- 対象規模：一般地域 1万kW以上／特別地域 7,500kW以上

(2) 本県独自の検討による条例の改正

○ 特別地域の見直し（規則改正）

- 【追加】「東郷池水質管理計画」の対象地域
- 【範囲明確化】「湖山池水質管理計画」の対象地域（現行：「湖山池及びその流域」）

* 特別地域：国立公園や国定公園等、環境の保全に関して特に配慮を要する地域を「特別地域」として定めている。この地域においては、一般地域で行う事業より小さい規模の事業についても環境影響評価等の手続きを行う必要がある。

(3) 施行日等

- 平成25年4月1日施行（予定）【11月議会附議予定】
- 改正後の条例の施行に伴う経過措置を設ける

「鳥取県環境影響評価条例の改正案」について ご意見をお寄せ下さい。

鳥取県環境影響評価条例は、施行後10年が経過して社会を巻く状況が変化しており、一体的に運用される環境影響評価法の改正に加え、状況の変化に応じた必要な措置を講じる必要があるため見直しを検討していますので、改正案について県民の皆様からのご意見を募集いたします。

【環境影響評価制度：開発事業の実施に当たり、環境影響をあらかじめ事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度】

環境影響評価条例の改正案の概要

1 法改正等に伴う条例の改正

(1) 計画段階配慮書の手続の新設

- 事業の位置・規模等を選定する段階（計画立案段階）で、環境保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化

(2) 事後調査報告書公表の義務化

- 事後調査報告書（事業着手後の環境影響を把握する調査の結果や評価を記載した報告書）の公表を義務化

(3) 風力発電所を対象事業に追加

- 騒音・低周波音や希少な鳥類の衝突事故等の環境影響が指摘されていることから、風力発電所の事業を対象事業に追加
- 対象規模：一般地域 1万kW以上／特別地域 7,500kW以上

2 本県独自の検討による条例の改正

■ 特別地域の見直し (*特別地域：環境の保全に関して、特に配慮を要する地域)

- 【追加】「東郷池水質管理計画」の対象地域
- 【範囲明確化】「湖山池水質管理計画」の対象地域（現行：「湖山池及びその流域」）

3 施行日等

- 平成25年4月1日施行（予定）
- 改正後の条例の施行に伴う経過措置を設ける

【鳥取県環境影響評価条例の改正案の入手方法】

- 鳥取県のホームページ（アドレスは下記）からダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場でも入手できます。

【応募方法】

- 様式は自由です。（裏面をご利用ください）
- 郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただぐか、県庁県民課、各総合事務所県民局及び県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。市町村役場窓口でも応募できます。
※上記以外の方法（電話等）によるご意見は受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

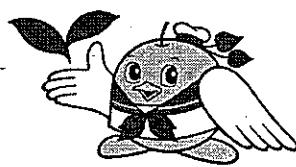
【結果の公表】

いただいたご意見については、取りまとめの上、それに対する考え方と併せてホームページ等で公表します。

【応募・問合せ先】

鳥取県生活環境部環境立県推進課

郵 送：〒680-8570（郵便番号のみで届きます）
電 話：0857-26-7876
ファクシミリ：0857-26-8194
電子メール：kankyourikken@pref.tottori.lg.jp
ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/204056.htm>



鳥取県環境白書（「平成23年度実績」及び「平成24年度環境の現状」） の公表について

平成24年9月19日
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策を明らかにするもので、当該年度に講じようとする環境施策については年度当初に公表して、県民の方々が利用される各種支援制度などの周知を図っており、平成24年度施策については4月に公表したところである。

このたび、前年度の各種データ等がまとまったので、「平成23年度実績」（平成23年度版鳥取県環境白書に追記）及び「平成24年度環境の現状」（平成24年度版鳥取県環境白書に追記）を県ホームページ上で公表する。

1 鳥取県環境白書の概要

(1) 「平成23年度実績」

鳥取県が環境分野で力を入れている重点取組テーマ等に分類して、各種事業の概要を掲載している。これは、当時策定途中であった第2次鳥取県環境基本計画に基づく実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」の6つの目標に対応している。

- I エネルギーシフトの率先的な取組
- II 環境負荷低減の取組みが経済活動として循環する社会経済システムの実現
- III NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
- IV 安全で安心してくらせる生活環境の実現
- V 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かしたまちなみづくりの推進

(2) 「平成24年度環境の現状」

鳥取県の環境の現状として、次の項目の現状と課題、課題解決のための取組内容を掲載している。

- 1 環境教育・環境配慮活動の推進状況
- 2 廃棄物の減量、リサイクル、適正処理
- 3 水、大気、土壤の保全・環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況
- 4 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生状況
- 5 美しい景観の保全状況
- 6 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況
- 7 再生可能エネルギーの導入状況
- 8 酸性雨、黄砂防止対策の推進状況

2 環境白書の入手方法

県のホームページ（とりネット）に掲載 【鳥取県環境白書ホームページ】
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成23年度 → 01 環境教育推進事業

○ もどる

3. NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

3.1 環境教育・学習の推進

01 環境教育推進事業

施策

1 事業の目的

(1) こどもエコクラブ活動支援事業

次世代を担う子どもたちが環境保全への高い意識を醸成し、環境活動への主体的な取組みを定着させることを目的とした環境学習のツールである「こどもエコクラブ活動」を支援する。

(2) 環境立県協働促進事業

[環境立県協働促進事業から環境教育推進事業への組替]

県民との協働による環境先進県の実現を目指し、地域住民団体等が実施する環境活動等に対して経費の一部を助成する。

*本事業のうち、環境立県普及啓発事業(ソフト事業)について、平成22年度に採択した団体からの申請を対象とする。

2 事業内容

(1) こどもエコクラブ活動への支援

補助事業	補助事業の内容	補助対象経費等
こどもエコクラブ活動支援補助金	こどもエコクラブの活動経費に対する市町村の補助事業に助成 • 限度額: メンバー及びサポートーの人数に700円を乗じた額 • 補助率: 1/2	講師謝金及び旅費、図書購入費、資材及び消耗品費、使用料、賃借料、入館料、通信運搬費、保険料等(食糧費は対象外)

(2) こどもエコクラブの結成支援

県のホームページを通じて活動内容を紹介するなど、こどもエコクラブの広報、PRを充実させ、登録の推進を図る。

(3) こどもエコクラブ活動交流会の実施

こどもエコクラブの交流会を開催し、事例発表や情報交換を通じて活動の活性化を図る。

(4) 環境立県協働促進事業(環境立県普及啓発促進事業)※平成22年度に採択した団体からの申請を対象とする。

地域住民団体等が一般県民を対象に実施する環境に関するイベント、講演会等の経費について助成する。

・対象: 市町村(間接補助)、地域住民団体

・補助率 1/2

・限度額 300千円

・予算額 640千円

(5) その他

ハートフルフェスティバル(仮称)での環境体験学習コーナーの設置

3 事業の現状及び課題

(1) こどもエコクラブ活動支援事業

・平成18年度の補助制度創設以来、県内のクラブ登録数は順調に増加(平成22年度実績: 12市町、75クラブ)。

・こどもエコクラブ活動の広がりは見られるものの、市町村の中には未設置のところもあり、未だ活動に対する市町村間の温度差があるのが現状。

・今後とも市町村に、こどもエコクラブの活動に対する普及啓発、連携体制の強化を働きかける必要がある。

(2) 環境立県協働促進事業

・本補助金制度の制定(平成16年度)から7年が経過し、地域住民団体の継続的な環境活動は地域に根ざしてきていることから、本制度については廃止する。

・民間団体等の環境活動への支援は、「鳥取力創造運動支援補助金」で対応する。

砂田川の清掃	こどもエコクラブ交流会
--------	-------------



実績

1 こどもエコクラブへの活動支援

こどもエコクラブの活動の活性化を推進するため、こどもエコクラブの活動経費に対し助成を行った。

- こどもエコクラブ数 53クラブ
- メンバーサポーター数 6,152人
- 補助金総額 1,878千円

2 こどもエコクラブの結成支援

県のホームページを通じて活動内容を紹介するなど、こどもエコクラブをPRした。

こどもエコクラブのない市町村及び市町村教育委員会に結成支援の働きかけを行った。

クラブ登録数は70クラブ(平成22年度末)から73クラブ(平成23年度末)に増加したが、メンバーサポーター数は、7,308人(平成22年度末)から7,289人(平成23年度末)と若干減少した。

3 こどもエコクラブ交流会の実施

県内で活動しているこどもエコクラブの交流会を開催し、事例発表や情報交換を通じて活動の活性化を図った。

なお、こどもエコクラブ交流会は、平成21年度から実施している。

- (1)日時:平成24年2月19日(日)
- (2)場所:ふれあいの里(米子市錦町1丁目139-1)
- (3)内容
 - ネイチャーゲーム
 - 活動発表 5クラブ
 - 壁新聞の展示
 - 米子市ゴミ分別ゲーム
 - 全国植樹祭キャラバン隊によるレクリエーション



4 環境立県協働促進事業(環境立県普及啓発促進事業) ※平成23年度で終了

平成23年度は、新規事業の申請は受け付けず、平成22年度に採択した団体からの申請を対象とした。

補助対象団体数:1団体

補助金額:151千円

5 その他

「"支え愛"のまちづくりフェスティバル」(平成23年9月23日 米子市文化ホール)や「第31回全国豊かな海づくり大会鳥取大会」(平成23年10月29日(土)30日(日) 鳥取県民体育館)にエコ体験コーナー(自転車発電綿菓子作り、太陽光工作など)を出した。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境教育情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17857>

鳥取県東部地域におけるレジ袋無料配布中止の実施について

平成24年9月19日
環境立県推進課

鳥取県東部地域において、平成24年10月1日（月）からレジ袋の無料配布中止を予定どおり実施する。この取組に伴うレジ袋の削減により、ごみの減量化及び製造時に発生する温室効果ガスの削減や原料となる石油等の省資源につなげる。

- 1 実施時期 平成24年10月1日（月）から
2 実施範囲 鳥取県東部地域
3 実施事業者 10事業者46店舗（平成24年9月現在賛同数）
スーパーマーケット事業者9社、コンビニエンスストア1社

事業者名	店舗数
トスク株式会社	12
株式会社サンマート	9
株式会社エスマート	8
株式会社マルワ渡辺水産	4
イオンリテール株式会社	3
株式会社マルイ	3
有限会社森フードセンター	3
大黒天物産株式会社	1
株式会社天満屋ハピーマート	1
株式会社戸信	2
合計	46

4 実施内容

①レジ袋の単価

レジ袋1枚あたり袋の大きさを問わず各社1枚5円で販売

②レジ袋の収益金用途

- 環境保全活動（ふるさとの森づくり、環境教育への活用等）：7社
- 環境基本業務（牛乳パック、食品トレー等の回収運搬）に利用：1社
- 環境配慮商品の値引（マイバッグの値引きなど）：1社
- 緑の募金への寄附：1社

5 その他

①ノーレジ袋推進協議会による一斉店頭キャンペーン

レジ袋無料配布中止の実施をPRするため、実施事業者の店頭で一斉キャンペーンを実施

（1回目）8月31日（金）ひと月前一斉店頭キャンペーン ※実施済

（2回目）9月24日（月）一週間前一斉店頭キャンペーン

②レジ袋辞退率の推移

（単位：%）

	H20.4月	H21.4月	H22.4月	H23.4月	H24.4月	把握事業者数
東部地域	25.7	37.8	37.6	42.3	41.1	6社
中部地域	15.0	25.5	28.5	27.4	29.2	5社
西部地域	10.0	23.0	29.4	30.9	29.4	8社
県平均	16.9	28.8	31.8	33.5	33.2	

③中・西部地域の状況

事業者間の足並みが揃わず、現時点では実施は難しい状況。

→東部地域での効果検証（消費者アンケート、事業者アンケート等）を実施し、波及拡大を目指す。

「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」への参加について

平成24年9月19日
環境立県推進課

新潟県、京都府、兵庫県による呼びかけにより、日本海側の10府県によって「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」を設立した。

1 設立会議及び共同記者会見日時

9月8日（土）

午前11時から設立会議

午前11時25分から共同記者会見（平井鳥取県知事出席）

2 設立会議及び共同記者会見場所

都道府県会館1階101会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）

3 「海洋エネルギー資源開発促進日本海連合」の概要

（1）設立目的

日本海沖に賦存するとされるメタンハイドレート、石油、天然ガス（在来型）の海洋エネルギー資源の開発を促進するため、日本海沿岸の府県が連携して情報収集や調査研究を行うとともに、国への提案等を行う。

（2）構成府県

秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県及び島根県の10府県。（呼びかけ県：新潟県、京都府、兵庫県の3府県）

（3）会長及び事務局長

- ・会長 山田京都府知事
- ・事務局長 泉田新潟県知事

（4）主な活動内容

- ①国、府県等による調査結果・制度の整理
- ②賦存量の精査手法の調査・検討
- ③開発に向けた今後の課題の検討
- ④国への提案
- ⑤その他海洋エネルギー資源に関する情報収集・調査研究

（5）会議の設置

「連合会議」（全体を総括する会議）、委員会及び幹事会（連合会議の補佐）

4 参考

メタンハイドレートとは、天然ガスの主成分であるメタンをカゴ状の水分子が取り囲んだ物質で、低温高圧の海底下や凍土下に存在する。

メタンハイドレートとは... メタンガスと水が低温・高圧の状態で結晶化した氷状の物質。

- **性質** : メタンハイドレート(MH)はメタンと水によって構成され、火を近づけるとメタンが燃え、水が残る。
- **将来のクリーンエネルギー資源として期待** : メタンガス(天然ガスの主成分)は、石油や石炭に比べ燃焼時の二酸化炭素排出量が少ない。
- **新たな生産技術の開発が必要** : メタンハイドレートは地中に固体で存在するため、在来型の石油・天然ガスとは異なり、井戸を掘っても自噴しない。

我が国のメタンハイドレート開発計画

我が国は、平成13年7月に『メタンハイドレート開発計画』を策定し、経済的に掘削・生産回収するための本格的な研究開発に着手。(事業終了は平成30年度見込み)

フェーズ1 平成13~20年度

- ・メタンハイドレートの賦存状況や物理特性の把握を中心とする基礎研究を推進
- ・東部南海トラフ海域での資源量調査を実施
- ・カナダでの陸上産出試験の実施

フェーズ2 平成21~27年度

- ・日本近海での海洋産出試験の実施
- ・米国との国際協力を通じたアラスカでの長期陸上産出試験を実施



フェーズ3 平成28~30年度

- ・商業的産出のために必要な技術整備の検討
- ・経済性、環境影響等の検証

日本周辺海域のBSRの分布

BSRとは地震探査で観測される海底疑似反射面の略で、メタンハイドレートの存在を示す指標として用いられる。



- BSR(詳細調査により海域の一部に濃集帯を推定)
- BSR(濃集帯を示唆する特徴が海域の一部に認められる)
- BSR(濃集帯を示唆する特徴がない)
- BSR(調査データが少ない)

出所: JOGMEC(2009年)

平成 24 年度湖山池会議（第 3 回）の概要について

平成 24 年 9 月 19 日
水・大気環境課／河川課

- 高塩分化後の水環境の現状について、関係機関内で改めて情報共有を図った。
- 貧酸素化拡大を抑制するため、湖水流動を確保するよう現行の水門管理を継続することが了承された。
- 現在策定作業中の第 3 期水質管理計画における浄化施策量に対する水質シミュレーション結果について協議し、目標水質についての確認を行った。

1 開催日時等

日 時：平成 24 年 8 月 20 日（月）午前 11 時～午後 0 時 10 分

場 所：県庁第 2 庁舎 4 階 第 34 会議室

出席者：（鳥取県）統轄監 ほか関係部長 （鳥取市）関係部長

2 議事概要

（1）湖山池の水環境の現状について

次の事項が会議に報告され、高塩分化後の水環境の現状について情報共有を図った。

○水質について

- ・8/18 時点で塩分が約 5,600mg/L に到達。COD 等の水質は横ばいの状況。
- ・底層の貧酸素化の範囲は、昨年度と比べて縮小傾向。

○各種生物群の現状について

- ・問題となっていたヒシ・アオコ（カビ臭原因種も含む）は、ほぼ皆無の状況。
- ・8 月上旬に赤潮が発生したが、有害赤潮ではなく魚介類への被害は未確認。
- ・福井川河口部にハス帯は現存し、ヨシ帯には顕著な影響は無い模様であるが、一部のヒメガマの枯死を散見。
- ・春に移植したシジミは、これまでになく順調に生育し、産卵したものも多数確認。
- ・お盆前後からヘラブナ（大型のみ）のへい死が確認されたが、原因是不明。（ヘラブナの湖内での挙動や内臓観察から高塩分化は無関係）
- ・保全措置を行っていた特定希少野生動植物であるカラスガイのへい死を確認。

（2）今後の塩分管理について

貧酸素化拡大を抑制することを第一と考え、湖水流動を確保するため、現在の水門管理を継続することが了承された。

（3）湖山池環境モニタリング委員会の設置について

高塩分化移行後の環境変化について、モニタリング手法やモニタリング結果等に対して助言・評価をいただく委員会の設置を確認した。（9 月中に開催する予定）

（4）湖山池水質管理計画の施策内容等について

各種浄化施策の実現性を考慮し、目標を COD で 5.5mg/L とする。ただし、面源対策など水質シミュレーションに反映されない施策を行うことで最終的には当初目標の COD で 5mg/L をを目指す方針となる。

3 その他関連情報

今回確認した水質管理計画の内容を骨子案として整理し、これに対するパブリックコメントを県・市と共同で実施して県民から意見を募集し、最終案に反映させることとしている。（パブリックコメント募集は 9 月 10 日～9 月 30 日まで）

「第3期湖山池水質管理計画の骨子（素案）について」のパブリックコメント ～ 皆様のご意見をお寄せください ～

鳥取県と鳥取市は、アオコやヒシの大量発生や漁業不振等が課題となっている湖山池について、湖山池の環境改善に向けて、一層の取組みを共同で検討するプロジェクトチームの「湖山池会議」を設置し、各種検討を重ねた結果、将来のより良い湖山池をめざすための方針となる「湖山池将来ビジョン」を平成24年1月に策定し、これに基づき取り組みを進めていくことを確認しました。この将来ビジョンには、長年の懸案であった淡水・汽水化問題に対し、「高塩分化による汽水域再生の取り組み」の実施も盛り込まれています。

今回、策定する第3期湖山池水質管理計画は、この「湖山池将来ビジョン」が示す基本理念等に基づいたものであり、行政のみならず、事業者、住民等の理解と協力を得て、なお一層の浄化への取組みを総合的かつ計画的に推進していくために県・市の共同で策定するものです。これについて広く皆様からのご意見を募集いたします。

「第3期湖山池水質管理計画の骨子（素案）」の概要

※詳細は、関連資料の「第3期湖山池水質管理計画の骨子（素案）」をご覧ください。

策定の目的

10年後の水環境を評価する各種指標の目標値を定め、その目標達成のための各種施策を行政のみならず、事業者、住民等の理解と協力を得て、なお一層の浄化への取組みを総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

基本方針

【基本方針】：「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」

【目指す姿】：「良好な水質」、「豊かな生態系」、「暮らしに息づく池（利活用の推進）」

計画の期間

平成24年度から平成33年度の10年間（平成28年度を中間評価年度とする）

水環境を評価する各種指標の目標値

■ COD : 5.5mg/L、全窒素 : 0.60mg/L、全燐 : 0.066mg/L、透明度 : 1m以上、底層溶存酸素 : 3mg/L以上

目標達成のための各種施策

■ 流入負荷削減に資する事業：生活系負荷削減対策、事業場系負荷削減対策、面源系負荷削減対策

（例：下水道・集落排水の整備・接続の促進、合併浄化槽の設置促進のための補助など）

■ 湖内・湖岸の環境改善に資する事業：ヘドロ対策、湖岸の整備、漁場資源の維持・拡大

（例：ヘドロの湖外への持ち出し、なぎさ護岸の整備、シジミ漁業創出事業）

■ 住民による活動の推進や支援

（例：ボランティアによる清掃活動の実施と支援、環境学習の推進）

■ その他水質改善等のための必要な事業：環境モニタリングの実施、関係者間のネットワークの構築と地域住民との意見交換会

（例：水質・水草帯・魚介類・底質等の湖沼環境を構成する各種要素の環境モニタリングの実施、意見交換会やシンポジウムの開催）

応募方法

■ 郵送、電子メール、ファクシミリ、意見箱への投函（県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館に設置）のいずれでも応募できます。

■ ご提出される応募様式は任意ですが、このチラシの裏面もご利用ください。

応募期限

平成24年9月30日（日）まで

関連資料の閲覧方法

■ 次の鳥取県ホームページからご覧になれるほか、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館でも閲覧できます。

■ ホームページ：

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=204702>

応募・お問い合わせ先

鳥取県生活環境部 水・大気環境課

郵送先 〒680-8570（郵便番号と上記課名のみで届きます）

メール mizutaikeikankyou@pref.tottori.jp

電話 0857-26-7197

ファクシミリ 0857-26-8133

第3期 湖山池水質管理計画の骨子（素案）について ～パブリックコメント用資料～

1:計画の趣旨・目的・方針・計画期間・目標値

計画策定の趣旨・目的

県では、湖山池の水質浄化対策を総合的・計画的に推進するため「湖山池水質管理計画」（第1期：平成3～12年度、第2期：平成13～22年度）に基づき、流入汚濁負荷削減事業の下水道整備や湖内の環境改善事業の湖内浚渫などの各種浄化事業を推進してきました。しかしながら、依然として水質環境基準は達成されていない状況であり、ここ数年間は、ヒシやアオコの大量繁茂で頭を悩ませる状況が続いていました。

このような状況を鑑みて、鳥取県と鳥取市は、湖山池の環境改善に向けて、一層の取り組みを共同で検討するプロジェクトチームの「湖山池会議」を設置し、各種検討を重ねた結果、将来のより良い湖山池を目指すための方針となる「湖山池将来ビジョン」を平成24年1月に策定し、これに基づき取り組みを進めていくことを確認しました。この将来ビジョンには、長年の懸案であった淡水・汽水化問題に対し、「高塩分化による汽水域再生への取り組み」の実施も盛り込まれています。

今回策定する第3期の水質管理計画は、この「湖山池将来ビジョン」が示す基本理念等に基づいたものであり、行政のみならず、事業者、住民等の理解と協力を得て、なお一層の浄化への取り組みを総合的かつ計画的に推進していくために県・市の共同で策定しようとするものです。

基本方針

「将来ビジョン」に掲げる次の「基本方針」、「3つの目指す姿」を20～30年後の湖山池の目指す姿と既に位置づけているため、これを踏まえた管理計画とすることとします。

【基本方針】：「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」

【目指す姿】：「良好な水質」、「豊かな生態系」、「暮らしに息づく池（利活用の推進）」

計画期間

平成24年度～平成33年度の10年間（平成28年度を中間評価年度とする）

湖山池の水環境を評価する各種指標の目標値

本計画で目標とする「湖山池の評価のための指標」は、次のとおりとします。その中で「透明度」、「底層溶存酸素」、「漁獲量」、「住民満足度」は本計画から新たな評価指標として設定するものであり、池の生態系保全のための指標や一般の方にも理解しやすい指標を取り入れることを目的に設定します。

【一般的な水質汚濁の評価指標】

区分	目標値 (H33年度)	現況 (H22年度)	環境基準 (B・IV類型)	環境基準 (A・III類型)
COD	75%値	5.5	6.2	5.0以下
全窒素	年平均値	0.60	0.71	0.6以下
全磷	年平均値	0.066	0.075	0.05以下

【新たな湖山池の評価指標】

区分	目標値	補足メモ
透明度	1.0m以上	湖内定点の4月～11月の調査結果の平均値より ⇒ 現状=0.75m（過去10年間平均） ※視覚的に分かりやすい水の透明さの指標として

区分	目標値	補足メモ
底層溶存酸素	3.0mg/L 以上	水深2.5m以浅の地点(年間を通して)の調査結果より ⇒ 現状=夏季に高頻度で底層貧酸素化が発生 ※湖底に住むエビや貝類の生息環境保全の指標として
漁獲量 (ヤマトシジミ)	300トン以上	高塩分化による汽水化で資源拡大を期待 ※漁業による利活用度の指標として
利用者の満足度	60点以上 ／100点	住民アンケート等の調査結果として ※一般住民の感覚的な満足度を数値化して評価

2：計画に盛り込む取り組み（目標達成のための各種施策）

湖山池の水質改善のために実施すべき事項は、「流入負荷の削減」「湖内・湖岸の環境改善」の2つに分類されると考えています。

また、それらに総合的に取り組むためには、行政だけでなく、事業者や住民等の理解と協力を得て、なお一層の対策に取り組んでいく必要があると考えます。これらを踏まえ、本計画に盛り込む各種施策を次のとおり計画します。

流入負荷削減に資する事業

① 生活系負荷削減対策

- 下水道・農業集落排水の整備・接続の促進
- 合併浄化槽の設置促進のための補助、浄化槽の保守点検実施のための指導・普及活動
- 生活排水対策の各種ソフト事業（チラシ配布等による普及・啓発、台所用ろ過袋の斡旋など）

(生活排水対策の現状と計画目標)

現状 (H23年時)	区分	接続人口	合計	普及率など
	公共下水道	13,515人	16,505人	普及率75% (流域人口:21,866人)
	農業集落排水	1,651人		
	合併浄化槽	1,339人		

計画目標 (H33年時)	区分	接続人口	合計	普及率など
	公共下水道	19,761人	22,309人 (約5,804人増)	普及率92% (17p増) (流域人口:24,112人)
	農業集落排水	1,698人		
	合併浄化槽	850人		

② 事業場系負荷削減対策

- 法・条例に基づいた排水規制対象(25m³/日以上)の特定事業場に対する監視指導
- 排水規制対象外の事業場(小規模事業場)への指導の強化と下水道への接続促進
- 畜産農家に対する家畜排泄物の適切な処理に関する指導監督

③ 面源系負荷削減対策

○農業活動からの負荷低減対策（環境に優しい農業の推進）

- ・肥料の低投入・低流出稻作技術の開発
- ・水稻の環境負荷軽減施肥法の普及（育苗箱窒素全量施肥、緩効性肥料、被覆肥料、側条施肥）
- ・水稻の汚濁水流出防止技術の普及（浅水代かき、畦畔・水路管理、ほ場均平）
- ・エコファーマー認定制度、有機・特別栽培農産物認証制度の普及

○森林からの負荷低減対策

- ・森林整備事業（植栽・下刈り・間伐等の森林整備に対する行政支援）
- ・治山整備事業（涵養機能が低位な保安林を対象とした森林整備（木々の本数調整伐））

○市街地からの負荷低減対策

- ・道路路面・側溝の清掃
- ・宅地・小水路の清掃（地域住民の協力による）

○その他面源系負荷低減対策

- ・休耕田等を利用した沈澱池（ウェットランド）設置による流入負荷の低減のための実証試験
- ・畑地への耕作転換に伴う営農形態の変化に対応した新たな環境保全型農業の取り組み実践

湖内・湖岸の環境改善に資する各種事業

① ヘドロ対策（浚渫、覆砂）

○ヘドロの湖外への持ち出し（底泥の浚渫）

⇒ 福井地区の約 14 ヘクタールの底泥浚渫

○ヘドロの封じ込め（底泥の覆砂）

⇒ 4 m以深の底質 30cm 厚の覆砂（湖内約 90 ヘクタール）：詳細検討中

② 湖岸の整備

○なぎさ護岸の整備（⇒瀬地区 L=1,100m）

○多自然型河川の整備（⇒長柄川の護岸改修 L=2,000m）

○周辺地域の公園整備（湖山池公園の維持・管理等）

③ 漁場資源の維持・拡大に対する事業

○汽水湖化に伴う水産資源拡大に向けた漁場環境の整備（浅場の造成、水草帯の確保など）

○シジミ漁業創出事業（シジミの放流、産卵促進手法の確立）

住民による活動の推進やその支援

住民による活動の推進やその支援

- ボランティアによる清掃活動の実施と支援
 - ・アダプトプログラムの実施など
- 住民による湖沼環境保全のための活動費の補助
 - ・環境問題に関する普及啓発などの各種活動を実施する地域住民団体等への補助金
- 環境学習の推進
 - ・環境学習会や小中学校への講師派遣やコーディネート
 - ・湖山池の水質浄化意識向上に向けた各種情報の発信など
 - ・ジオパーク活動の推進（自然観察会の実施や必要となるインフラ等の整備）

その他水質改善等のための必要な事業

① 環境モニタリングの実施

- 水質、水草帯、魚介類、底質等の湖沼環境を構成する各種要素の環境モニタリングの実施
- 効果的な湖内環境改善等に資するための各種調査研究
 - ・適正塩分濃度の見極めに資する湖内流動把握等の調査研究
 - ・水産資源の再生・回復に関する調査研究
 - ・湖内の自然再生促進に関する調査研究
 - ・面源負荷削減に関する調査研究
 - など

② 関係者間のネットワークの構築と地域住民との意見交換会

- 意見交換会やシンポジウムの開催
 - ・地域住民の意見・提案を取り入れながら水環境の改善に向けた取り組みを話し合う場の設定
- 湖山池会議の開催
 - ・各種施策・取組みの進捗管理と見直しの実施

持続可能な地下水利用に係る検討会(第6回)の概要について

平成24年9月19日
水・大気環境課

- 持続可能な地下水の利用に向け、地下水利用の現状把握、届出等に係る制度設計を検討することを目的に、行政機関を構成員とする検討会を平成23年1月13日に設置し、現在までに計6回の検討会を実施した。
- これまでの検討会では、全国の動向、鳥取県の地下水を取り巻く現状、持続可能な地下水利用に向けた考え方、具体的な制度のあり方、条例案の構成、具体的な条文等について議論が行われた。
- 第6回検討会では、パブリックコメント、県政参画電子アンケート等の結果を報告するとともに、これらを踏まえた最終条例案の考え方等を説明し、本検討会を閉会(最終回)した。

1 「持続可能な地下水利用検討会」の設置

- 設置日：平成23年1月13日
- 構成員：国土交通省(鳥取河川・日野川河川事務所)、鳥取県(生活環境、商工、農林、県土、企業局)、鳥取市、米子市、江府町、伯耆町
- 検討内容：鳥取県内地下水の調査報告、国の動き、全国の動向、先進県(熊本(保全・涵養)、静岡(塩水化)、山梨(地盤沈下))の視察調査を踏まえ、持続可能な利用に向けた具体的な施策、条例案の構成、条文等の検討を実施した。

2 第6回検討会の概要

- 日時 平成24年9月11日
- 協議事項
 - ・パブリックコメント、県政参画電子アンケート等の結果報告について
 - ・「とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例(案)」について
 - ・持続可能な地下水利用協議会、研究プロジェクト等のあり方について
- 結果
 - ・パブリックコメント等の結果報告と条例案に対する反映の様子を交えながら、議会へ付議する条例案の考え方等を説明し、了解された。
 - ・持続可能な地下水利用協議会、研究プロジェクト等のあり方を説明し、今後、協議会準備会の立ち上げを検討する旨を報告し、了解された。

【参考】第5回(平成24年6月)から第6回の期間における検討状況

- ・県政参画電子アンケート実施(6/20~7/3)⇒291名中222名の回答
- ・パブリックコメント実施(6/20~7/31)⇒延べ75の意見
- ・市町村、採取事業者(工業系)との意見交換
- ・旅館・公衆浴場事業者、畜産業、クリーニング業事業者との意見交換
- ・個別に大手採取事業者との意見交換
- ・鳥取大学と地下水位モニタリング手法等の協議
- ・地下水研究プロジェクト等のあり方検討の開始
- ・地下水シンポジウム(24.07.28)の開催

3 今後の予定

- 平成24年9月
9月議会へ条例案の付議
- 平成24年9~12月
持続可能な地下水利用協議会、地下水研究プロジェクトのあり方の検討と立ち上げ
- 25年4月 条例施行

4 過去の検討会の概要

(1) 第1回

○日時等 平成23年1月13日

○協議事項

- ・検討会の設置趣旨、検討スケジュール、鳥取平野及び大山南勢麓に係る共同研究成果の報告、関連法令との関係 等

○結果

- ・企業によって過度の負担とならないよう配慮すること、下流の利水者の立場を踏まえた規制とすべきといった意見が出された。

(2) 第2回

○日時 平成23年2月10日

○協議事項

- ・国及び全国の動向、先進地視察概要、地下水の利用の規制に関する緊急措置法案の概要、条例骨子（案）等

○結果

- ・条例の目的が規制なのか実態把握なのか不明確といった意見が出された。また、骨子案について各委員への意見照会を行うこととされた。

(3) 第3回

○日時 平成23年3月15日

○協議事項

- ・骨子案に対する意見集計結果、骨子（案）の考え方、条例（案）について 等

○結果

- ・骨子（案）の考え方について、検討会としての合意を受ける予定であったが、検討会の委員が企業誘致、水道担当、水環境担当等、各立場で主張が異なり、合意には至らなかった。このため、再度、修正を行い、意見照会することとされた。

(4) 第4回

○日時 平成23年7月28日

○協議事項

- ・「持続可能な地下水利用に向けた中間とりまとめ（案）」について

○結果

- ・中間取りまとめを作成し、市町村、事業者等との意見交換を実施した上で、再度検討会を開催し、最終取りまとめとすることとされた。

(5) 第5回

○日時 平成24年6月6日

○協議事項

- ・「持続可能な地下水利用に向けた最終とりまとめ（案）及び条例（案）」について

○結果

- ・最終取りまとめ（案）を作成し、さらに、市町村、事業者等との意見交換を実施した上で、条例案の付議前に、再度検討会を開催し、最終報告することとされた。

ツキノワグマ出没の傾向と対策について

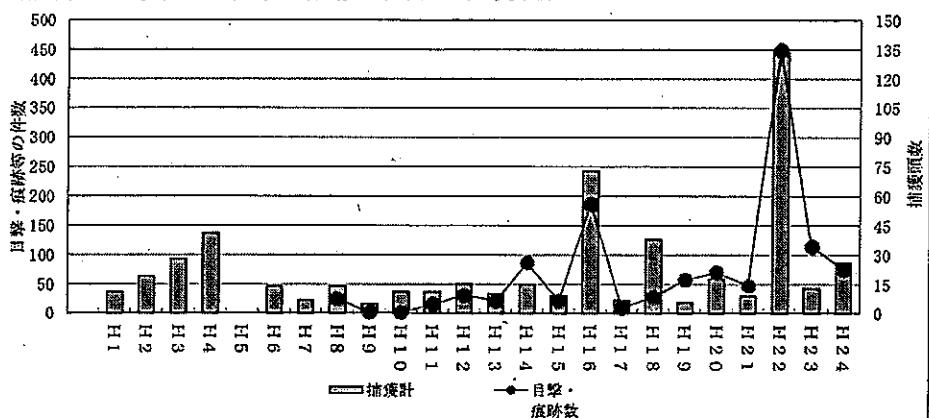
平成24年9月19日
公園自然課

1 今年度のツキノワグマ出没の状況

クマの目撃数はH22年（大量出没年）の状況を大きく下回っており、堅果類調査の結果も、今後の天候にもよるが現状では平年並みの作柄との結果が出ていることから、クマの出没は平年並みとみられる。

しかし、今年度の捕獲数は現時点で平年を上回り、H22年と同様の傾向で推移していることから、今後の目撃や捕獲情報等に注意する必要がある。

(1) 捕獲・目撃数の年毎の推移（9月13日現在）



(2) 月別ツキノワグマの目撃・捕獲情報数集計（9月13日現在）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計	10月	11月	12月	1~3月	合計
目撃等 (件)	H22	2	5	21	29	53	77	187	132	119	7	449
	H24	3	9	8	22	19	14	75				75
捕獲数 (頭)	H22	1	0	2	4	13	17	37	37	57	3	134
	H24	0	3	2	7	5	9	26				26

注) H24捕獲内訳：有害捕獲14頭（全数殺処分）、誤認捕獲12頭（放棄10頭、逃走1頭、事故死1頭）

(3) 堅果類豊凶調査（開花状況）の結果（7月14日中間報告）

- 「ブナ」 凶作と推定 (結実は期待できない。)
- 「ミズナラ」 やや凶作と推定 (結実はあまり期待できない。)
- 「コナラ」 並作程度と推定 (今後の気象条件によって結実が左右される。)
- 「クリ」 並作程度と推定 (今後の気象条件によって結実が左右される。)

木ノ山山系ブナ科堅果類の作柄の推移

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24予想
ブナ	並	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	凶	凶	豊	凶	やや凶	凶
ミズナラ	豊	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	豊	凶	並	凶	豊	凶	凶	やや凶
コナラ	—	—	—	—	豊	並	豊	凶	並～凶	凶	並～豊	並～凶	豊	凶	凶	並
クリ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	豊

兵庫県資料→鳥取県調査

2 対策の状況

人身被害の発生を防止するため、各種手段を用いて県民への注意喚起を行うとともに、放棄したクマに対する警戒態勢の強化を行っています。

(1) 注意喚起の実施

○「クマ出没に係る地域住民への注意喚起」(市町村等宛情報提供) 第一回 4月25日付通知、第二回 5月24日付通知、第三回 7月27日付通知
○新聞への注意喚起記事掲載(日本海新聞等) 4月29日(日)、7月12日(木)、7月15日(日)、8月31日(金) 計4回
○「県政だより」への掲載 第一回 5月号掲載、第二回 9月号掲載
○TV・ラジオスポットCM「クマに注意」の放送(FM山陰、山陰放送ほか、島根県との共同) 第一回(ラジオ)7月12日～7月19日、第二回(TV)10月頃を予定

(2) 放棄個体の追跡対応

今年度から、ツキノワグマ追跡調査員2名を常時配置して放棄個体の位置情報を把握しており、9月から11月の3ヶ月間は1名を増員して3名体制とし、監視体制を強化している。

(3) 接近警戒システムの試験運用

昨年度開発した「ツキノワグマ接近警戒システム」を、クマの出没が最盛期をむかえる9月から八頭町姫路地区で試験運用を行っており、システムの有効性について検証を行っている。

第30回全国都市緑化とつとりフェアの準備状況について

平成24年9月19日
公園自然課

平成25年秋に県と鳥取市の共催により開催する第30回全国都市緑化とつとりフェア「水と緑のオアシスとつとり2013」の準備状況について、下記のとおり報告する。

記

1 「みんなでつくるとつとりフェアプロジェクト」第1回企画検討会議の開催

とつとりフェアの来場者をおもてなしするプログラムを、ボランティアメンバー自らが企画立案し、実施していただくプロジェクトの1回目の企画検討会議を開催した。

プロジェクトの運営についてNPO法人学生人材バンクの協力をいただき、4回の企画検討会を開催するなど、おもてなしの準備を進めていく。

(1) 日時 9月2日(日) 午後1時~4時

(2) 開催場所 鳥取県立県民体育館(鳥取市布勢 コカ・コーラウェストスポーツパーク内)

(3) メンバー 20名

日頃から緑化やまちづくり活動を実践している団体の代表者や、公募による参加者など

2 入場券販売管理センターの開設

有料入場方式となる湖山池公園お花畠ゾーン(主会場)への観客誘致及び入場券の販売・管理などを行う入場券販売管理センターを開設した。今後、入場券販売管理センターと実行委員会事務局が一体となって、目標入場者数30万人の達成に向けて取り組む。

(1) 開設日 9月3日(月)

(2) 所在地 鳥取市文化センター2階(鳥取市吉方温泉3丁目)

(3) 受託者 株式会社JTB中国四国 鳥取支店

(4) 料金体系

区分	大人料金	小中高生料金	適用範囲
当日入場券	600円	300円	
前売入場券	400円	200円	
全期間入場券	1,000円	500円	
一般団体入場券	500円	250円	有料入場者20名以上で構成される団体

※ 幼児、学校団体(小、中、高)、障がい者手帳保持者とその介護者1名等は無料

3 1年前まつりの開催

とつとりフェア開幕約1年前を記念したプレイベントを開催する。

(1) 日時 10月6日(土)

(2) 会場 JR鳥取駅北口広場及び風紋広場

(3) 内容

【式典】午前10時~10時45分

オープニングアトラクション、残日計点灯、とつとりフェアの見どころ紹介、イメージソングの発表&優秀作品表彰、「とつとりフェア応援サポーター」の任命

【関連イベント】午前10時~午後3時

花緑の植え付け、花緑オークション、飲食・農産物販売、ミニ電車運行、花トリピーとの記念撮影会など

浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事件を受けての 対応状況について

平成24年9月19日
くらしの安心推進課

北海道で発生した浅漬けを原因とする食中毒事件を受けて、本県としても、これまでに漬物製造施設（28施設）の立入検査等を実施したところ、現時点では浅漬けの製造施設は6施設であった。

各施設とも原材料や器具は適切に洗浄されていたが、原材料の消毒や自主検査を実施していない施設も一部あったので、これらの施設に対しては消毒の実施等を指導した。

また、これ以外の施設についても、現在、立入検査等を実施中。

1 本県における対応状況

【立入検査結果】

H24.9.12 時点

立入検査 施設数	浅漬け製造 施設数	原材料の消毒あり	器具類の消毒あり	製品の自主検査あり
28施設	6施設	3施設	6施設	3施設

注1：検査した項目は、「漬物の衛生規範」（昭和56年厚生労働省通知）で定められている衛生措置

注2：原材料の消毒には、最終製品の消毒を含む

注3：消毒とは、塩素消毒の他、加熱殺菌、アルコール消毒を含む

注4：自主検査とは、製品の細菌検査を示す。

- 指導事項等：製造施設内の清掃管理、手指、食材、器具などの洗浄・消毒、食品の適正な温度管理、衛生的な製造方法、定期的な自主検査などを指導した。特に、浅漬けは保存性が低いことから、原材料の消毒を助言した。
- 今後の対応：
 - ①引き続き小規模な浅漬け製造業者へ立入検査を実施し、衛生管理を指導する。
 - ②今回の食中毒の原因が判明した後は、対策方法等の通知や衛生講習会を開催するなどして衛生管理を再徹底する。
- その他：本県では過去に漬物を原因食品とする食中毒の発生事例なし。

2 国における対応状況

- 8月29日、厚生労働省が浅漬け製造施設に対する立入調査を各都道府県等に通知した。
(本県は8月17日より着手済み)
- 上記の調査結果等を踏まえ、国において「漬物の衛生規範」（昭和56年厚生労働省通知）が改正される予定。(注：「衛生規範」とは衛生上の望ましい目安を定めたもの。)

（参考事項）

北海道で発生した食中毒の概要

- ①原因食品 白菜きりづけ（白菜の浅漬け）※県内には流通なし
- ②原因施設 札幌市内の漬物製造施設
- ③病原物質 腸管出血性大腸菌 O157
- ④患者数 157名（うち入院者数延べ119名、死亡者数7名）※9/11現在
*患者の多くは介護保険サービス事業所等に入所する高齢者
- ⑤発生原因の究明状況

札幌市の調査では、原材料（白菜）が腸管出血性大腸菌 O157 に汚染されていた可能性は低く、製造施設で汚染された可能性が高いと推察されている。

⇒ 9月7～8日に再現実験を実施し、月末までに結果が公表される予定です。

「鳥取県地域安全フォーラム2012」の開催について

平成24年9月19日
くらしの安心推進課

毎年10月11日から10月20日までの間に実施される“全国地域安全運動”的一環として、県民の自主防犯意識の高揚と“犯罪のないまちづくり”的推進を目的として、「鳥取県地域安全フォーラム2012」を下記のとおり開催します。

1 日 時

平成24年10月12日（金）13：30～16：30

2 場 所

ハワイアロハホール（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584）

3 参加予定者数

約400人（防犯ボランティア、市町村・教育関係者など）

4 主催等

主 催：公益社団法人 鳥取県防犯連合会

共 催：鳥取県警察、鳥取県

5 内 容

(1) 鳥取県警察音楽隊演奏

(2) あいさつ

(3) 表 彰 防犯功労者及び防犯功労団体等の表彰

(4) 講 演

講 師 危機管理教育研究所代表
危機管理アドバイザー 国崎 信江 氏

演 題 『地域の子どもを犯罪から守るために』

(5) 地域安全活動実践報告

防犯ボランティア団体 東西町地域振興協議会（南部町）

(6) “犯罪の起きにくい社会づくり”宣言

鳥取県防犯パトロール隊「チャンス」（大学生防犯ボランティア）

6 その他

犯罪被害防止グッズ等の展示（フリースペース）

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の改正案に係るパブリックコメントの実施について

平成24年9月19日
住宅政策課

・地域主権一括法による公営住宅法の改正により、県営住宅の入居収入基準及び整備基準等が条例委任され、これらの基準の設定に併せ、本県が独自に行う優先入居制度等についても改正することを検討している。
このたび、県民の皆様から広く意見を聞くため、パブリックコメントを実施している。

1 条例改正案の概要

(1) 入居収入基準

ア 改正案：県営住宅の入居対象となる入居収入基準は、従来どおりとする。

	現 行	改正案
本来階層（本来の入居対象となる所得階層の者で 裁量階層以外の階層をいう。）	15. 8万円以下	現行と同じ
裁量階層（高齢者、障がい者などの特に居住の安 定を図る必要がある者をいう。）	21. 4万円以下	現行と同じ

※上表の金額は、県営住宅の入居資格が認められる者の所得の基準であり、世帯全体の年間総所得から
同居扶養控除等の各種控除額を差し引き、月額に換算したもの。

イ 理由等：現行基準（平成21年度から適用）は、現在の応募者の収入の状況等から見て実情に合致して
おり、住宅に困窮する低所得者向けである県営住宅の役割を果たしていくため。

(2) 裁量階層及び優先入居の対象

ア 改正案：子育て世帯が入居し易くする。

	現 行	改正案
裁量階層の対象	高齢者、障がい者、小学校就学前 の子のいる者など	「小学校就学前」を「義務教育期間 が終了するまで」とします。
優先入居の対象	高齢者、障がい者、母子・父子世 帯、多子・多人数世帯など	「義務教育期間が終了するまでの 子のいる者」を追加します。

※優先入居制度とは、入居者募集の際、最初に優先入居の対象となる世帯に限定して募集し、募集がな
かつた場合に、対象外の世帯も含めて募集する制度。

イ 理由等：子育て世帯に適した住宅が、民間賃貸市場で十分に供給されていないことから、子育て世
帯にあった居住の確保を支援するため。なお、県営住宅の所在地等を勘案して子育て世帯
を対象とする住戸を指定する。

(3) 整備基準

省エネ性能や戸当たりの床面積など国が示した参考とすべき基準（参酌基準）に加え、太陽光発電等
の新エネルギー、県産材の活用やユニバーサルデザインの導入促進を図る。

(4) 期限付き入居制度

用途廃止等を予定している団地の有効活用等のため、入居期間を限定した期限付入居制度を導入する。

2 募集期間

9月10日（月）から同月28日（金）まで

3 今後の予定

平成24年10月 常任委員会にパブリックコメントの結果報告
11月 県議会へ条例改正案附議